

別記様式

		担当課	議会総務課
会議の名称	第5回鴻巣市議会議員政治倫理審査会		
開催日	令和3年8月18日(水)		
開催時間	午前9時00分 開会 ・ 午前11時43分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所本庁舎5階 理事者控室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 頓所澄江 副会長 潮田幸子		
出席者(委員)氏名(出席者数)	金子裕太 頓所澄江 潮田幸子 秋谷 修 竹田悦子 坂本 晃 (6名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	なし		
事務局職員職氏名	議会事務局長 岡田和弘 議会総務課長 小野田直人 議会総務課副課長 佐伯幸子 議会総務課主査 中島達也		
傍聴の可否(傍聴者数)	可(8人)		
会議の内容	(議題)		
	1 審査対象者からの事情聴取・質疑応答について 2 審査結果報告書(案)について 3 その他		
	(決定事項など)		
	2 指摘事項1 条例第4条(6)(7)に違反しているものと決定 指摘事項2 条例第4条(6)(7)に違反しているものと決定 指摘事項3 条例第4条(7)(8)に違反しているものと決定 指摘事項4 条例第4条(6)(8)に違反しているものと決定 次回の第6回審査会において、審査結果報告書(案)を作成するにあたりこれまでの審査会で出された意見なども附帯意見に盛り込みながら、次回の第6回審査会で意見を伺うことになった。各委員に配付したイメージ案を基に、審査結果報告書の素案については、正副会長に一任となった。 3 第6回審査会を8月23日(月)9時から開催することが決定した。		
(意見など)			
1 審査対象者からの事情聴取・質疑応答について (1)中野昭議員に対する事情聴取・質疑応答 <ul style="list-style-type: none"> ・職員と議員との関係について →執行部と議員は、対峙する部分があるのは当たり前のことである。 ・市民からの反応をどう受け止めているか。 →市民の中からは、「よく詳しく書いてくれた」、「分からない部分が鮮明になった」など、私には批判的な声は聞いていない。 ・発言の取消し部分について、広報誌に掲載することを止めなかったのか。 			

- 発言したことも事実、取り下げたことも事実、その事実を市民に伝えるというのは会派の広報誌、議員活動として当然のことと見たから、止めていない。
- ・以前、中野議員が議長であった時、政治活動以外のことも問題視していた。その点はどう考えるのか。
 - 利益誘導になるかどうかが一番のポイントである。議場内外と言うが、利益誘導は、議員として許されるものではないと考えている。
- ・発言の取消しを迫った部分で、個人名を出すのはやめたほうがいいとの議論はなかったか。
 - そのような指摘はしていない。
- ・中野議員は議長経験もあり、議会運営委員の経験も長い、「長」としての立場を理解しているのか。
 - 長としての責任は理解している。委員長、副委員長という立場であれば指摘されるのは仕方がないと思っている。
- ・取り消したものについて、政務活動費を利用して広報誌に書くことは適切と思っているのか。
 - 市民に知らせる権利がある。判断するのは市民である。
- ・今後も同じように運用していく考えか。
 - 議会として執行部をチェックし、権能を果たす。市民の利益を守る観点から事実として今後も報道していく考えに変わりはない。
- ・公の場で対峙することは議員として当たり前のことであるが、普段から高圧的な態度をとるべきだと思っているのか。
 - するべきとは思っていない。担当窓口との折衝において執行部に理解してもらえない時、「なぜ分からないのだ」との発言は出る。その人の喋り方の特徴があると思う。
- ・過去、パワーハラスメントに関する一般質問をしているが、過去の自分の発言と今の考えに違いはないのか。
 - 市民からの要望について、執行部が理解しない部分は、語気を強めて執行部に発言することはある。それがパワーハラスメントとは思っていない。
- ・発言の取消しは議会運営委員会で決定したものであり、それを発行物に載せること自体が議会軽視と考えるが、どのような見解か。
 - そうは思っていない。政治倫理審査請求理由の中には、事実と違うことが幾つかある。会議録には不規則発言という言葉はない。大変疑惑を持っている。
- ・中野議員の考えている議会軽視とはどういうことか。
 - 議会軽視という言葉、執行部に対してが主であるが、議員についても、指摘せざるを得ないこともあり得る。
- ・政治倫理審査請求理由の5行目の部分についてどう受け止めているか。
 - 5行目は文法上、本来は「や」ではなく、「また」を使わなければ、文法上は問題があると言わざるを得ない。
- ・発言の取消しについて、委員から取消し部分はなくなるとの発言があった。録画中継は残っている。会報のあり方をどう考えているか。
 - 録画中継で流れていることは事実である。ネットに慣れていない人には紙媒体で知らせる以外ない。市民に真実を伝えることが大事だと考える。
- ・政治倫理審査請求書は公文書である。間違いが多数あるところで、公文書として体をなしていると受け止めているか。

→公文書として、本来、加藤英樹審査請求代表者が内容に間違いがあったということで、議長に訂正を求めて、議長も差し戻しを求めるべきだと思う。

- ・事実でないことが書いてあることは虚偽である。政治倫理条例10条第2項との関係で、どのように受け止めているか。
→事実と違うことをその場で直して進めていくことは、公文書である以上おかしいと言わざるを得ない。
- ・政治倫理審査請求理由書の修正があったが、これは公文書としての体をなしていないと思う。その意味では、この請求書を受けて、そして議長が認めたという点では議長の指導性についても疑義があると言わざるを得ない。政治倫理審査会の中立性・公正性について問題があると思っている。令和3年5月13日、市長派の4会派が集まってこのことを相談し、そして当時の議長に指摘をした。この審査会を見ると、4会派の議員が6人中、4人。この構成で中立・公正なものが出せるのかどうか。これで本当に政治倫理審査会として、その存在というものについて疑わざるを得ない。この政治倫理審査会の中立性・公正性を担保していくためには、第三者機関を立ち上げ、そこで議論をしてもらうことが何よりも重要なことではないかと思っている。

2 審査結果報告書（案）について

(1)指摘事項1

- ・議員が自らの議会報告をする場合には、自分の考え方を発言し、取消しになった流れも市民に対して報告してもよいと考える。
- ・括弧書きの部分は正確に記すべき。会議録と議員の会報誌はそれぞれの考えがあってよい。憲法で表現の自由を保障しているので何ら問題がない。
- ・発言を取り消したものを書く行為は、事実と異なる部分において、条例第4条（7）に抵触する。また、疑念を生んでしまうと考えるので条例第4条（6）にも抵触すると考える。
- ・私人が、個人的なことを発信することは、表現の自由ということも理解できる。公人が行うということであればしっかりとルールを守ってもらわなければならないと考えるので、条例第4条（7）に違反すると思う。
- ・発言を取り消したとしても、発言をしたことは事実であるから、その経緯は残すという発言があった。議会は何もルールがなくてもよいということになる。その意味で品位を損なう行為になることから、条例第4条（6）に抵触すると考える。議場で発言を取り消したにもかかわらず、コスモス通信に記載している行為も、条例第4条（7）に抵触すると考える。

(2)指摘事項2

- ・阿部議員の不規則発言としているが、これまでこのような発言をしてはいけないとの決まりはなかったと考えている。これは今までになかった状況について、新たな協議の場を設置するということになっており、不必要な発言ではなかったと考えるので、これは抵触していないと考える。
- ・不規則発言という言葉がなかったにもかかわらず、あったかのように書いてこの指摘事項そのものが虚偽に当たる。事実でないことを書くことそのものに問題があり、議会の品位を損ねると指摘すること自体、議会の品位を損ねていると思う。

- ・本人の意思で取り消して、さらに取消しの申出を全議員が認めて取り消している。このプロセスは大変重く感じている。条例第4条(6)、(7)両方に違反していると考える。
- ・「答弁に困った様子で」と市の執行部に対して、そのような表現をすること自体が明らかに品位を損なっている。討論を求めている時に、質問をするのはルール違反。条例第4条(6)に違反していると思う。
- ・発言の取消しをしたにもかかわらず、会派発行物に掲載することは議会軽視であると思うので、条例第4条(6)に反している。また、執行部が困って、2時間30分空転したような表現になっているが、事実とかけ離れた表現をしている意味で条例第4条(7)に反していると考える。

(3)指摘事項3

- ・野本議会運営委員長や加藤副委員長、部長が感じている恐怖を感じているということは、阿部議員が議会運営委員会の決定として、取消しを求められた時に感じた恐怖とそれほど差がないのではないかと考える。条例第4条(7)(8)に抵触していないと考える。
- ・議員が「迫った」という表現をされれば、自分を支持者からどう思われるのかと考えたら、名誉を著しく傷つけられると当事者が感じるのはやむを得ない。当時の野本恵司委員長や加藤副委員長が阿部議員に迫るというのは考えられないので、条例第4条(7)(8)に違反していると思う。
- ・普段から怖いと思っっている方に対して迫るということは考えづらい。本人たちも迫っていないと言っている。ある種虚偽ということで条例第4条(7)に抵触する。
- ・委員長として議会運営委員会の決定を伝えに行った。それが「迫った」という表現に書かれるのは、事実と相違していることの発信で、条例第4条(7)に違反していると思う。また、個人の名前を載せていることによって受ける精神的恐怖感、嫌悪感はとても大きいと思う。個人の名誉を毀損しているということで、条例第4条(8)にも違反していると思う。
- ・審査請求人、参考人、対象者から意見、事情聴取を行った中で、それぞれの受け止めの違いがあることが明らかになった。人の気持ちの違いを問題にすること自体、問題があると考え。対象にならないと考える。

(4)指摘事項4

- ・代表者会議の発言を取り上げているが、発言が違う。チームコスモスに対して議会の内容がよく分かったとの意見が寄せられ、批判的な意見はなかったと聞いている。市民がより議会の詳しい内容が報告されることを求めていると考えており、条例違反はしていないと考える。
- ・代表者会議では「小学生」などという言葉は一切発言していない。指摘事項は虚偽の文言が書いてある。政治倫理条例第4条(6)には違反していない。この文言そのものが政治倫理条例に違反している。
- ・「札束を懐に入れるのが入札ではありません!」、市の行う入札について不信感を抱かせる表現だと思う。条例第4条(6)に「市民の代表者として、その品位を損なうような行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。」とあり、これに抵触している。
- ・見出しが大変なミスリードを起こすと考える。品位を損ねるものであり、

会議の内容	<p>違反していると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑義を生じさせかねない表現になっている。不信感を抱かせる、不適切な表現ということから、品位を損ねる行為として、条例第4条（6）に違反すると考える。 <p>(5)全体を通しての意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公文書でありながら大きな間違いをしている。公文書の体をなしていないということから、審議することそのものが、議会に対する冒瀆である。 ・議会は二代表制であり、市民の声を届けるとともに、市政のチェック役を果たすべき議会からの請求であり、その文章に記載することは議会の役割、議員の役割は何かと疑問を感じる。 ・審査会は、公平・公正と言い難い構成である。そういう点から言うと、第三者委員会を設けたものにすべきと感じる。 ・日本国憲法で保障されているものを審査請求に出すことは憲法違反である。 ・審査請求の文章に幾つかの間違いがあった。審査請求を一度取り下げて出し直すことが求められていたが、そうして意見は取り上げられなかった。よって、この審査会は公平な審査会でないと考えている。 ・全体としてパワーハラスメントというものが鴻巣市議会にはないのか、しっかり精査すべき段階にきているのではないか。 ・議会中継の発言の取消しの部分の取扱いについて、今後しっかり考えていかなければならない課題と感じている。 ・反省をしてもらい、謝罪等の措置をしてもらいたい。 ・政務活動費を利用するのであれば、議会のルールに従ってもらわなければ困る。 ・条例違反と決定した場合、その部分は政務活動費からの支出としないことの取扱いを今後考える必要がある。
配付資料	<p>次第 鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書 鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由 チームコスモス通信（令和3年4月臨時号） 鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正について 第1回審査会～第4回審査会 会議録（概要版） 鴻巣市議会議員政治倫理審査結果報告書（案）（イメージ案） 鴻巣市議会議員政治倫理審査会における審査の経過（案）（イメージ案） 附帯意見（案）（イメージ案）</p>

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。